

令和5年5月1日	開 会
令和5年5月1日	閉 会
令和5年5月	臨時会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

目 次

第1号 (5月1日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
仮議席の指定・議長の選挙について	4
議席の指定について・会期の決定について	7
会議録署名議員の指名について(藁原 敏朗 君・徳弘 美津子 君)	7
副議長の選挙について	7
議席の一部変更について・常任委員の選任について	9
議会運営委員の選任について	10
川南・都農衛生組合議員の選挙について	10
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について	11
宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について	12
特別委員会の設置及び委員の選任について	13
議案上程・提案理由説明・採決(承認第2号)	14
議案上程・提案理由説明・採決(承認第3号)	15
議案上程・提案理由説明・採決(承認第4号)	16
議案質疑・討論・採決(議案第33号)	18
議案上程・提案理由説明・採決(同意第2号)	23
議案上程・提案理由説明・採決(同意第3号)	24
議案上程・提案理由説明・採決(同意第4号)	26
議員派遣の件について	27
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について	27
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について	27
閉 会	27

川南町告示第63号

令和5年第1回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月27日

川南町長 東 高 士

- 1 期日 令和5年5月1日
- 2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	乙津	弘子	君	2番	内藤	逸子	君
3番	蓑原	敏朗	君	4番	田中	宏政	君
5番	河野	禎明	君	6番	児玉	助壽	君
7番	中村	昭人	君	8番	米田	正直	君
9番	中瀬	修	君	10番	小嶋	貴子	君
11番	三原	明美	君	12番	徳弘	美津子	君
13番	河野	浩一	君				

○ 不応招議員(なし)

令和5年第1回(5月)川南町議会臨時会会議録

令和5年5月1日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

令和5年5月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 議長の選挙について
- 追加日程第1 議席の指定について
- 追加日程第2 会期の決定について
- 追加日程第3 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第4 副議長の選挙について
- 追加日程第5 議席の一部変更について
- 追加日程第6 常任委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員の選任について
- 追加日程第8 川南・都農衛生組合議員の選挙について
- 追加日程第9 西都児湯環境整備事務組合議員の選挙について
- 追加日程第10 宮崎県東児湯消防組合議員の選挙について
- 追加日程第11 特別委員会の設置及び委員の選任について
- 追加日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて(川南町税条例の一部改正)
- 追加日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 追加日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて
(令和4年度川南町一般会計補正予算(第11号))
- 追加日程第15 議案第33号 令和5年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 追加日程第16 同意第2号 監査委員の選任について
- 追加日程第17 議員派遣の件について
- 追加日程第18 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について
- 追加日程第20 同意第3号 副町長の選任について
- 追加日程第21 同意第4号 固定資産評価員の選任について

出席議員(13名)

1番 乙津 弘子 君	2番 内藤 逸子 君
3番 蓑原 敏朗 君	4番 田中 宏政 君
5番 河野 禎明 君	6番 児玉 助壽 君
7番 中村 昭人 君	8番 米田 正直 君
9番 中瀬 修 君	10番 小嶋 貴子 君
11番 三原 明美 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 河野 浩一 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	東 高 士 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	まちづくり課長	甲斐 玲 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	米田 政彦 君
町民健康課長	谷 講 平 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
環境課長	河野 英樹 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	山本 博 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前9時00分開会

○局長（新倉 好雄君） おはようございます。議会事務局長の新倉です。

本臨時議会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、児玉 助壽議員が年長の議員でありますので御紹介申し上げます。

○臨時議長（児玉 助壽君） ただいま紹介されました児玉 助壽であります。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第1回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただ今着席の議席とします。

しばらく休憩します。全員議員控え室へ移動願います。

午前9時03分休憩

.....
午前9時50分再開

○臨時議長（児玉 助壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に一番、乙津 弘子君及び2番、内藤逸子君を指名します。議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民にわかりやすい議長の選出を行うことを目的とするものです。あらかじめ中村 昭人議員、河野 浩一議員から、所信表明の申し出がありますので、これを許可します。

まず初めに、中村 昭人議員の発言を許可します。

○議員（中村 昭人君） 皆さんおはようございます。本日は議長選挙に当たり、立候補の所信を表明させていただきます。私はこの2年間、議長として議会を代表して活動してまいりました。その間、前体制の皆様には、様々な御協力とお力添えをいただいたこと、誠に

ありがとうございます。感謝申し上げます。私自身、ひたむきにやってきたつもりではありますが、議会運営上、議長の果たすべき役割について、もっと丁寧であるべき点多々あったかと思えます。しっかりと振り返りながら、反省を生かしてまいりたいと思えます。さて、私はこのたびの立候補にあたり、三つのことを訴えさせていただきます。一つ目に、議会の機能強化です。議員が住民との普段の生活を通して、みずからの資質を高めるとともに、住民の声を政策提言に繋げるべく、政策形成及び立案能力の向上等を図るため、先進地に学び、広く各分野の専門家を招いた議員勉強会を積極的に行います。二つ目に、議会広報の充実です。政策提案から審査、決定、執行、評価に至るまでの論点、争点を広く町民に明らかにするよう努めます。三つ目に、言論の府としての議論の活性化です。議員相互間の自由討論では、発言者は論点をしっかり示し、根拠に基づいた政策的な議論を尽くし、合意形成できるよう導きます。また、議会の品位を保持し、民主的で効率的な議会運営に努めます。以上、議会の機能強化、議会広報の充実、言論の府としての議論の活性化のこの三つです。今申しした三つのことは、平成29年3月に制定しました、川南町議会基本条例に明記してあります。議会基本条例は、その理念を全議員で共有し、議員の構成に変更があっても変わることはない議会の基本姿勢を明らかにしています。前進しながらも、ときにこの基本姿勢に立ち返り、二元代表制の一翼を担う機関の代表者として、町民に信頼される議会づくりに邁進していく所存であります。この三つは前回の立候補のときにも述べさせていただきましたが、私は変わらぬ大事な政策だと考えております。また、今年度からは、タブレットを議会に導入するにあたり、これまでと違った議会運営が求められると思えます。そして、今期の議長は、西都市児湯議長会の会長という大変重い役割を担うこととなります。私はこれまで副会長として、会長を支えてまいりましたが、再び機会を得られたならば、川南町議会を代表して、この重責にもしっかりと取り組み、川南町を代表したいと思っております。どうか皆様方の御賛同と御支持を賜りますよう、心からお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。

○臨時議長（児玉 助壽君） 次に、河野 浩一議員の発言を許可します。

○議員（河野 浩一君） 議長に立候補します、河野 浩一でございます。こないだ、役場におる人が、日中にゴルフに行った写真が出回りました。私は本当に残念なことだと思つて、その人に行ったらいかんじゃないかということ指摘しました。このことは行っていい人と悪い人と意見が割れたようですけど、私は、そういうことをやめた方がいいんじゃないかと思いました。そして、そのことを悪いことは悪いっていうことを、よう言わんかったら町会議員しとる資格がないと私は思います。あんまり頭も良くないし、言葉もあまりうまくも言えませんが、よちよち歩きでいつも進んでおります。しかし、私の力を込めて精一杯やってみたいと思えます。そして、白いものは白い、黒いものは黒いと言える人間になって、議長という職をやってみたいと思えますので、どうかよろしく願います。

○臨時議長（児玉 助壽君） 以上で議長志願者の発言が終わりました。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

これより投票を行います。

順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

乙津 弘子君及び内藤 逸子君、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数13票、うち有効投票13票、無効投票0票。有効投票のうち、河野 浩一君 7票、中村 昭人君 6票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、河野 浩一君が、議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今当選されました河野 浩一君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

議長に当選された河野 浩一君を御紹介します。ここで御挨拶をお願いしたいと思います。

○新議長（河野 浩一君） どうもありがとうございます。先ほど言ったようによちよち歩きですけど、私なりに一生懸命やりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○臨時議長（児玉 助壽君） 以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。どうも御協力ありがとうございました。

○新議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで、議事日程についてお諮りします。

本件につきましては、お手元にお配りしてあるとおりであります。

別紙、追加議事日程第1号の追加1を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第19までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員諸君の指名とその議席の番号を、事務局長が朗読いたします。

○事務局長（新倉 好雄君） それでは、議席番号を読み上げさせていただきます。

1番 乙津 弘子、2番 内藤 逸子、3番 蓑原 敏朗、4番 徳弘 美津子、5番 河野 禎明、6番 児玉 助壽、7番 中村 昭人、8番 米田 正直、9番 中瀬 修、10番 小嶋 貴子、11番 三原 明美、12番 田中 宏政、以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ただ今事務局長が朗読したとおり、議席を指定いたします。

追加日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番 蓑原 敏朗君及び4番 徳弘 美津子君を指名します。

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は13名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番 河野 禎明君、6番 児玉 助壽君を指名します。

副議長志願者の所信表明を行います。この所信表明は、川南町議会基本条例第2条第2項に基づき、町民にわかりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものです。あらかじめ徳弘 美津子議員から所信表明の申し出がありましたので、これを許可します。はじめに徳弘 美津子議員の発言を許可します。

○議員（徳弘 美津子君） この度、副議長選挙への立候補に当たり、所信表明をさせていただきます徳弘 美津子です。議会基本条例に基づき、このように所信を表明する機会を与えられ、議長選出とともに、町民の皆様に広報できることを大変ありがたく感じております。新型コロナウイルスの影響で、様々な社会活動が自粛され、経済活動が停滞をして、やっと通常の生活に戻ろうとしています。議会報告会も3年開催できずにいました。この3年

もの空白と言われる時間を取り戻すには、それぞれの与えられた職責を生かし、私達議員も、地域の声を聞くために、どのようなことをすることが良いのか。町民の皆様の声をどうやって聞くことが最善なのか。議会は合議制、つまり行政機関の意思が複数の構成員の合議によって決定されるものの、意思決定機関として、そして町長は独任制、つまり行政機関などが1人で構成される制度の機関として、互いに独立し、対等の二代表制の立場であることを行使しなければなりません。最終的な決定機関として、それを脅かすことがないように決意を持ってまいります。そのためには、議員一人一人が柔軟に、かつ豊かな発想を持って、活発な議会間、議員間討議を重ね、課題を解決していかねばなりません。真に開かれた議会運営を実現し、町民福祉の増進と町政の見える化を図ります。私も14年、広報委員をしておりました。これまで議会だよりは発行してまいりましたが、限られた紙面のため、反対討論や、賛成討論、その他の案件についても、皆様になかなかお伝えできずにいました。その紙面に対して、同僚議員の怒りも理解します。そのため、目指すは、議会公聴として動画発信を進めてまいりたいと思います。これまでの議会報告会や町の座談会を開催しても、世代によっては行くことも叶わないと言われます。議会でも幾度となく動画配信においては、議論を重ねてまいりました。費用対効果とか、また他の議会でも、YouTube 配信などされていても、視聴者が少ないと言われ、また、編集作業による事務局のマンパワーが足りないなど、問われて進みませんでした。しかし、町民がわからなかった。知らなかった。何でそうなったのかなど、置いてきぼりにしない。動画発信をとおし、少なくとも町の将来を左右する事案が、皆様に触れることを率先して行われたいと感じます。これらの動画配信を構築することで最大の効果をもたらせると考えております。また、川南町議会においても、タブレット議会になることと並行し、更なるデジタル化を進め、広聴、広報強化を、機能を強化し、議会基本条例第3章第4条の5にある、議会は、町民、町民団体、NPO法人などとの意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、町政提案の拡大を図るものとするのとあります。それを最大限に引き出せるように努めてまいりたいと考えております。

つきましては、議員皆様のお知恵と協力いただきながら、議会の活性化及び信頼される議会の実現のために尽力したいと決意しております。議員皆様の特段の御理解と御支援を賜りますようお願いをいたしまして、私の所信表明とさせていただきます。どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で、副議長志願者の発言が終わりました。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
異常なしと認めます。
これより投票を行います。順次投票願います。
投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。これから開票を行います。
5番 河野 禎明君、6番 児玉 助壽君、開票の立会いをお願いします。
選挙の結果を報告します。
投票総数13票、うち有効投票12票、無効投票1票、有効投票のうち、徳弘 美津子君
8票、乙津 弘子君 1票、内藤 逸子君 1票、河野 禎明君 1票、三原 明美君
1票、以上のおりであります。
この選挙の法定得票数は3票であります。したがって徳弘 美津子君が副議長に当選さ
れました。

議場の出入口を開きます。

ただいま当選されました徳弘 美津子君が議場におられますので、会議規則第33条第
2項の規定により当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

副議長に当選されました 徳弘 美津子君を御紹介いたします。

ここで挨拶をお願いしたいと思います。

○副議長（徳弘 美津子君） はい、ありがとうございます。精一杯務めさせていただきます。副議長はおのずと議会広報委員の委員長になります。私も16年間のうち14年やっておりました。確かにいろいろあります。限られた紙面もありますので、精一杯、皆様の議員の皆様のご同意を得ながら、紙面作り作るのと、あと議長を支えながら、副議長の席を全うしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（河野 浩一君） 追加日程第5、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に従い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

田中 宏政君の議席を4番に徳弘 美津子君の議席を12番にそれぞれ変更をします。変更した議席に着席をお願いします。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午前10時26分休憩

午前11時25分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により総務厚生常任委員に乙津 弘子君、内藤 逸子君、蓑原 敏朗君、中村 昭人君、米田 正直君、小嶋 貴子君を、文教産業常任委員に田中 宏政君、中瀬 修君、三原 明美君、河野 禎明君、児玉 助壽君、徳弘 美津子君をそれぞれ指名いたしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務厚生常任委員長に内藤 逸子君、同副委員長に乙津 弘子君、文教産業常任委員長に児玉 助壽君、同副委員長に中瀬 修君、以上の方々がそれぞれ互選されました。

追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第2項の規定により、内藤 逸子君、乙津 弘子君、児玉 助壽君、中瀬 修君をそれぞれ指名したいと思いをしますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただいま、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に児玉 助壽君、同副委員長に内藤 逸子君が互選されました。

追加日程第8、川南、都農衛生組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

川南、都農衛生組合議員に児玉 助壽君、中瀬 修君、内藤 逸子君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました 児玉 助壽君、中瀬 修君、内藤 逸子君を、川南、都農衛生組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、児玉 助壽君、中瀬 修君、内藤 逸子君が川南、都農衛生組合議員に当選されました。

ただいま川南、都農衛生組合議員に当選されました、児玉 助壽君、中瀬 修君、内藤 逸子君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第9、西都児湯環境整備事務組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議長が、指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に、河野 浩一君、児玉 助壽君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました 河野 浩一君、児玉 助壽君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 河野 浩一君、児玉 助壽君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただいま、西都児湯環境整備事務組合員議員に当選されました 河野 浩一君、児玉 助壽君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第10、宮崎県東児湯消防組合議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法について議長が、指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって議長は、指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に、河野 浩一君、内藤 逸子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました 河野 浩一君、内藤 逸子君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました 河野 浩一君、内藤 逸子君が宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただいま、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました 河野 浩一君、内藤 逸子君

が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

承諾されたものと認めます。

追加日程第11、特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

初めに、議会広報特別編集委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、内藤 逸子君、中村 昭人君、乙津 弘子君、児玉 助壽君、中瀬 修君、徳弘 美津子君をそれぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方々を、議会広報特別編集委員会委員に選任することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただ今特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会広報特別編集委員長に 徳弘 美津子君、同副委員長に 中村 昭人君が互選されました。

続きまして以前から設置されております。

議長を除く全議員で構成する人口問題対策調査についての特別委員会を引き続き設置したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって全議員を委員とする人口問題対策調査特別委員会を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

会議を再開します。

ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をいただきしていただきましたので、その結果を報告します。

人口問題対策調査特別委員会の委員長に徳弘 美津子君、同副委員長に 河野 禎明君が互選されました。

しばらく休憩します。

午後の会議は午後1時からとします。

午前11時37分休憩

午後1時00分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（東 高士君） 皆さんこんにちは。議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。

この度、町民皆さんの温かい御支援、御協力いただきまして、第11代川南町長に就任いたしました 東 高士でございます。

私とともに、当選をされました13名の議員の皆様、おめでとうございます。議会の構成等も先ほどめでたくでき決意を新たにされたこと、改めてお慶びを申し上げます。私は、川南の素晴らしい自然と豊かな大地、そして人情豊かな町民の皆様とともに、豊かで明るく住みよい川南町をつくるために立ち上がりました。町民皆さんに、川南町に住んでよかったと胸を弾ませて語れるよう、子や孫には夢と希望を抱かせ、明るい未来に邁進できるよう、町民の皆様に寄り添った行政を目指し、常に皆さんの先頭に立ち続けます。

本町は今年で創立70周年を迎え、今を生きる我々は開拓の地として、先人たちの偉業を称え、故郷や後世に対する熱い想いを正しく理解し、受け止め、これからの先の未来をしっかりと見据えながら、まちづくりをしていかねばなりません。今後予想される少子超高齢化、縮小社会、税収減少などの厳しい社会を睨み、これらに備える財政的な準備が不可欠であります。いつの時代でも、保健医療、介護、福祉政策は必至であり、これから迎える超高齢化社会では、さらに財源を必要といたします。行政と立法はよく車の両輪に例えられますが、立法は良識の府として、行政を厳しく監視する責任があります。議員の皆様は、地域の方々に議会の状況を詳しく説明されるとともに、地域の声を、町政に反映していただけるようお願いを申し上げます。この町で生活されている全町民一人ひとりが安心して暮らせていけるまちづくりを共につくっていかうではありませんか。私は、町民の皆さんとの対話が地方自治の原点と理解しております。町役場は町民皆様のためにあります。職員一同、町民ファーストで取り組んでまいりますことも併せて御報告させていただきます。浅学非才の我が身ではありますが、粉骨砕身、全身全霊で愛する川南のために尽くしてまいりますことを、皆さんに固く固くお約束いたします。どうも御清聴ありがとうございました。

○議長（河野 浩一君） これで町長の挨拶を終わります。

追加日程第12、承認第2号専決処分の承認を求めるについて、川南町税条例の一部改正を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 承認第2号について御説明いたします。

承認第2号は専決処分をいたしました、川南町税条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第1号は、令和5年3月31日に、地方税法等の一部改正が公布されたことに伴い、川南町税条例の一部を改正したものです。改正の主なものは、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の導入に伴う森林環境税額等の追加、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間延長したこと、その他条項のずれの調整などであります。御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第2号専決処分の承認を求めるについてについて議討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって承認第2号専決処分の承認を求めるについて、川南町税条例の一部改正は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第13、承認第3号専決処分の承認を求めるについて、川南町国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

朗読は省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 承認第3号の説明をいたします。

御報告いたします。承認第3号は専決処分をいたしました。川南町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。専決第2号

は、令和5年3月31日に、地方税法施行令の一部改正が公布されたことに伴い、川南町国民健康保険税条例の一部を改正したものです。改正の内容は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるとともに、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について被保険者数等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は28万5000円から29万円に2割軽減の対象となる世帯の場合は52万円から53万5000円にそれぞれ引き上げるものです。御審議の上、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第3号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号専決処分の承認を求めるについて、川南町国民健康保険税条例の一部改正は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第14、承認第4号専決処分の承認を求めるについて、令和4年度川南町一般会計補正予算第11号を議題とします。

朗読を省略します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 承認第4号を御報告いたします。

承認第4号は専決処分をいたしました、令和4年度川南町一般会計補正予算第11号につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1075万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億5355万9000円とするものでございます。それでは、主なものにつきまして、第1表の歳入から御説明いたします。

町税5740万8000円、地方消費税交付金4649万1000円、地方交付税2億1881万4000円の増額は、それぞれ見込み増によるものであります。国庫支出金2754万2000円及び県支出金893万2000円の減額は、それぞれ事業等の完了見込みによるものであります。給付金9800万円の減額は、ふるさと納税通常分と企業版ふるさと納税の実績見込みによるものであります。繰入金3626万3000円、諸収入369万5000円及び町債5020万の減額は、それぞれ事業等の完了見込みによるものであります。次に、歳出につきまして御説明いたします。総務費は3億8383万円の増額で、公共施設等整備基金積立金、ふるさと振興基金積立金及び財政調整基金積立金の増額が主なものであります。基金への積み立ては、これから展開する諸政策のため、その財源として積み立てるものであります。民生費は9481万4000円の減額で、私立保育園等の委託料及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の減額が主なものであります。衛生費は1398万8000円の減額で、出産・子育て応援支援金及び新型コロナウイルスワクチン接種委託料の減額が主なものであります。農林水産業費は3270万6000円の減額で、収入保険加入支援事業補助金、次代に繋ぐ園芸産地づくり事業補助金及び県営土地改良事業費負担金の執行残見込みによる減額が主なものであります。商工費は2161万6000円の減額で、特産品の送料助成金及び商工業振興支援事業補助金の執行残見込みによる減額が主なものであります。土木費は8113万4000円の減額で、町道改良工事及び橋りょう補修工事の執行残見込みによる減額が主なものであります。教育費は2029万6000円の減額で、文化ホール図書館複合施設の建物防水屋根改修工事の執行残見込みによる減額が主なものであります。災害復旧費は762万の減額で、町道災害復旧業務委託料の執行残見込みによる減額が主なものであります。

第2表債務負担行為補正は、国光原中学校仮設プレハブ教室（技術室）の賃借料及び新中学校建設時に伴う基本・実施設計業務委託料の限度額の変更であります。

第3表地方債補正は、公共施設等適正管理推進事業（長寿命化）、県営事業負担金（農業債）、道路新設改良事業（道路橋りょう債）及び緊急自然災害防止対策事業債の限度額の変更であります。以上、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第4号専決処分の承認を求めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって承認第4号、専決処分の承認を求めるについて、令和4年度川南町一般会計補正予算第11号については、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第15、議案第33号令和5年度川南町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 案第33号について提案理由を御説明いたします。

議案第33号は、食費等の物価高騰の影響を特に受けた低所得世帯及び低所得の子育て世帯を見守るため及び地域経済の活性化のため、予算計上いたしました。今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5345万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億7545万9000円とするものでございます。それでは第1表の歳入から御説明いたします。国庫支出金は9318万1000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金及びひとり親世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金を計上いたします。繰入金は、6027万8000円の増額で、ふるさと振興基金繰入金が主なものであります。次に、歳出につきまして御説明いたします。民生費は9318万4000円の増額で、物価高騰重点支援事業（低所得世帯支援）の給付金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（食費等物価高騰対策）及びこれらに関連する事務費であります。商工費は、6027万5000円の増額で、特産品送料助成金及び事務費であります。

以上、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第33号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。9から10ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金7500万円は、食費等の物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に対して、物価高騰重点支援事業（低所得世帯支援）給付金として、1世帯当たり3万円を給付するものです。なお、給付対象世帯は、令和5年6月1日時点で、川南町に住民登録があり、令和5年度市町村民税が非課税である2500世帯分を見込んでいます。次に、3款2項2目児童措置費の18

節負担金補助及び交付金1370万円は、同じく食費等の物価高騰の影響が大きい低所得の子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円を給付するものです。なお、本給付金は、令和4年度市町村民税非課税世帯130世帯の274人分を計上しています。また、低所得のひとり親世帯に対する給付金については、事務費のみを計上しており、5万円の給付金については、県から給付されます。以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後01時25分休憩

午後01時29分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

補足説明をもう1回お願いします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 議案第33号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。9から10ページをお願いします。3款1項1目の社会福祉総務費の18節負担金補助及び交付金7500万円は、食費等の物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に対して、物価高騰重点支援事業（低所得世帯支援）給付金として1世帯当たり3万円を給付するものです。

なお、給付対象世帯は、令和5年6月1日時点で、川南町に住民登録があり、令和5年度、市町村民税が非課税である2500世帯分を見込んでいます。次に、3款2項2目児童措置費の18節負担金補助及び交付金1370万円は、同じく食費等の物価高騰の影響が大きい低所得の子育て世帯に対して、子ども1人当たり5万円を給付するものです。なお、本給付金は、令和4年度、市町村民税非課税世帯等130世帯の274人分を計上しています。また、低所得のひとり親世帯に対する給付金については、事務費のみを計上しており、5万円の給付金については、県から給付されます。以上で福祉課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 賢二君） 議案第33号の産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。7款1項2目18節負担金補助及び交付金6000万円は、地域経済の活性化と、特産品のPRを図るため、登録された町内の販売店で購入した特産品を町外へ送付するための送料を全額支援するものです。以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○議長（河野 浩一君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 説明された特産品のことですが、地域経済の活性化と特産品のPRを図るため、登録された町内の販売店で購入した特産品を町外へ送付するための送料と言われましたが、登録された町内の販売店っていうのは、もう既に登録されたところだけで、新たに登録はできないってことでしょうか、お尋ねします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。令和

4年度のですね、登録店が79ありまして、これから新たにですね、また登録店となりたいということがございましたらですね、登録していただいて、はい。可能にしております。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 直接何も関係ないっちゃけれども10ページで何か社会福祉総務費と児童措置費の中にですね、このシステム導入作業委託と、このシステム改修委託料とが上がっておりますが、このシステムちゅうとはコンピュータ関係の事業と思いますが、当然これみるとこのコンピュータを導入した会社にシステム改修やらの委託する費用と思うわけですが、これを見るとですね、独占禁止法にちっと引っかかるような感じがするわけですが、町が今いろいろ移住政策で、トレーニングセンターやなんや設置して移住者を呼び込んで、おるわけですが、その片一方では優秀な人材がですね町長、大学やらなんやら卒業して県外に流出していて、味噌漉しで水を使うようなことになつてくるわけですが、もうそうした県外に出ていく優秀な人材をですね、川南町に留めておくためにはですね、こういうシステム関係のエンジニアの資格を取った人をですね、呼び込んで、起業させて、もう町はこういう仕事をさせて都会並みの給与か、給与を出すような方法にすれば、県外に町外に出ていかんと思うとですよ。そこら辺のところも、ただこの委託するばかりじゃなくしてですね、やっぱそういうシステムエンジニアなんかをですね、育てるような企業を誘致するなり、町で起業するなりしてですね、優秀な人材を町内にとどめていくような方法を今後考えていかないかんとかじゃないですか町長、どう思いますか。

○副町長（押川 義光君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。児玉議員がですね、おっしゃるとおり、本当にですね、地元の子供たちがこの地に残れるという方法をですね取っていくというのが非常に大事なことであるというふうに思っております。そういうことからですね、現在はいろんな資格お持ちの方々、社会人枠という形でですね、職員採用を行っているというのが実態でございます。ただ、現段階ではですね、プログラムを組む人、そういう方をですね、専属で雇ったということはございませんが、やはり今後重要なことでございますので、そういう分野にもですね、社会人枠として挑戦していくということも必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 今回これだけで、大した金額じゃないですけど、年間を通すとこの町の予算の中で、このシステム関係の予算が莫大な額になるわけですよ。町長もなったばかりはでわからんけど、ずっと経験してみるとわかるけど、もったいないなっちゃんわわけですよ。もういろいろ奨学金を出して、大学を通わせて卒業したら、そういう大企業、このシステム機械を導入する会社みたいに就職するわけですよ。そういう会社のために奨学金を払ってるような気がしてですね町長、非常に残念なっちゃけれども、もうそういう人が

ある程度年数勤めて、そういう資格を取ったらですよ、こっちに帰ってでも自分で起業したりして、このシステムの改修委託なんかは、そういう技術があればできる仕事だと思うとですよ。僕はそういう企業を立ち上げさせてですね、町がそれに何らかの応援して出資したりしてですね、町外に出て行かないっちゃねっかなと思うんですよ。西都児湯でネットワークを作ってますよ。そういうふうですとええっちゃんないかなと思うけど、それをなぜ私が言うかっちゅうとですよ、うちの孫が去年ですね、学校を卒業して、宮崎の大塚町かどこかにトヨタの会社があるわけですよ。それに試験を受けて、面接も受けて反応は良かった、感触は良かったようでありまして、採用の段階になったら、距離が遠いからっちゅうふうで不採用になったということを知ったもんですからですね、近くにそういう会社があれば、川南町におっつても仕事ができるっちゅう思ったわけですよ。これも同じようななんになるわけですが、もう町長も初めての経験でいろいろそこ辺までは考えつかんかもしれんけど、やっぱりこういう事業を立ち上げさせるとも大事じゃねかなと思うとですよ。でないと優秀な人材が町外にみんな流出してしもうて、残っつとは私がよなぼんくらばっかりになってしまっつような気がするんですよ。町長、頑張っつてそういうのを考え出してください。

○町長（東 高士君） 児玉議員どうも貴重な意見ありがとうございました。これからの町政に生かしていきたいと思っつますので、今後とも耳の痛い話は特に大きな声でお伝えください。よろしくおっつお願いします。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。
なかつたらちよつと私から聞いていいですか、あ、すいません。

○議員（徳弘 美津子君） 先ほどの物価高騰による低所得者の支援の給付金とか、低所得の子育て世帯への給付金等がございませんが、これは国からの事業でありませんので、別に何ら問題はないんですけど、これまででしたら地域通貨チーカですね、支給をするとか現金を支給するとかありませんが今回の場合はどのようにおっつ考えでいいでしょうか。おっつお願いします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 今回の給付金についましては現金を口座に振り込む予定にしておっつります。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それでは物価高騰で現金ということ、町外にこのおっつ金が流れる可能性はあるということも加味していくのだなということはおっつ思っつておっつります。ひとり親世帯についてはこれは直接県から支給ということですが、医療費の窓口負担でもそうですが、ひとり親については一度窓口負担をするといっつ医療費があります。今回の場合はこれは1人の場合は県からということなので、タイムラグ、結局町の子育て世帯の人と1人親のその給付金をもらっつていっつタイムラグが生じるのか生じないのか、例えば1人親の人たちがすごく遅くなると、県の場合は、どうしてもいろんなシステムがあるんでしよっつけども、そこ辺りは平等っつていっつるか、うちもらっつたけどうちもらわなっつないよねっつていっつことがないのかっつていっつつのをちよつと確認したいんですけどいっつかがでしよっつつか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） この子育て世帯に対する給付金につきましては、5月中に振り込むということになっておりますので、ひとり親世帯に対しましても子育て世帯に対してもそれほど差はなく振り込まれることと思っております。以上です。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

○議員（乙津 弘子君） ちょっとだいぶ前のに戻りますが、特産品の送るのですが、6000万円、去年は4000万円だったと思うんですが、これものすごくありがたいんです。都会のうちも息子たちが関東の方に行ってます。息子たちよりも、息子のお嫁さんたちが非常に私を大事にしてくれます、これのおかげで。ただ早くないとねこれ、だからすぐにやってほしいんですが、いつ頃からスタートするんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。我々もですね、今回議決いただきましたらですね、できるだけ早くスタートできるようにですね、準備をしたいと思っております。今月中にですね、スタートできるようにやろうと考えております。以上でございます。

○議員（乙津 弘子君） まさか、ゴールデンウィーク中ってというのは到底無理なんでしょうね。いろいろ動きがあると思うので一番効果的かと思うんですが、できるところからスタートできないんでしょうかね。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。今回この送料無料、送料応援事業というのはですね、まず事業者の納税状況であるとか、いろんなものを確認しなくちゃいけません。あと、運送会社から専用の伝票をいただかないと利用できないことになってます。そういったものを準備するのがですね、やっぱり日にちを要しますので、その辺の手続きが終了次第、急いでやりたいと思います。以上でございます。

○議長（河野 浩一君） 他に質疑はありませんか。

これで議案第33号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午後01時48分休憩

午後02時25分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

本会議は臨時会につき、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないようですので、委員会付託は省略し、討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は、議案ごとに行います。

議案第33号令和5年度川南町一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号令和5年度川南町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第16、同意第2号監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、蓑原 敏朗君の退場を求めます。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 提案理由を御説明いたします。

同意第2号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、蓑原 敏朗氏を監査委員として選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定されました。蓑原 敏朗君の除斥を解きます。

ただいま、監査委員に選任されました蓑原 敏朗君を御紹介します。ここで御挨拶をい

ただきたいと思います。

○議員（蓑原 敏朗君） 御同意頂きました蓑原でございます。代表監査委員と協力いたしまして、予算執行事務はもちろんでありますけど、行政事務全般に渡りまして、監査をとおしまして事務が適正かつ、効率的に行われるよう監査してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。

午後02時29分休憩

.....

午後02時30分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

ここで、議事日程についてお諮りします。

ただいま町長から同意第3号、副町長の選任について同意第4号固定資産評価員の選任について、以上2件が提出されました。

お諮りします。

これを日程に追加し、それぞれ追加日程第20、追加日程第21として、議題とし直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第20から追加日程第21までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後02時31分休憩

.....

午後02時32分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

追加日程第20、同意第3号副町長の選任について、追加日程第21、同意第4号固定資産評価員の選任について、以上2議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（東 高士君） 同意第3号及び第4号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。同意第3号は、副町長として河野 秀二氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。河野氏は昭和49年4月に、川南町役場に入庁し、水道課長、上下水道課長を務めるなど、本町の行財政推進のため御尽力をいただいております。経歴、人格、識見とも優れており、副町長として適任者であります。次、同意第4号は、固定資産評価員として河野 秀二氏を選任したく、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。人格、識見とも優れており、固定資産評価員と

して適任者であります。以上、同意第3号及び同意4号につきまして、よろしく御同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（河野 浩一君） 以上で提案理由の説明を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に移動願います。

午後02時34分休憩

.....
午後02時40分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第20、同意第3号副町長の選任について、本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略して採決します。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。ただいまの出席議員は12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番 中村 昭人君及び8番 米田 正直君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

7番 中村 昭人君及び8番 米田 正直君開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち賛成6票、反対6票。

以上のとおり採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

この案件は、可決と採決します。

追加日程第21、同意第4号固定資産評価員の選任について、本案は人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって質疑討論を省略して採決します。

採決の方法は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に9番 中瀬 修君及び10番 小嶋 貴子君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順次投票を願います。

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

9番 中瀬 修君及び10番 小嶋 貴子君開票の立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数12票、そのうち賛成6票、反対6票。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

同意第4号 固定資産評価員の選任については、可決と採決します。

日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますのですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがってお手元に配付しました議員派遣のとおり決定をしました。

日程第18、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件についてを議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

追加日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

お諮りします。

各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほど常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会において、3日以内の予定で行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会の所管事項の調査については以上のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、令和5年第1回川南町議会臨時会を閉会します。

午後02時58分閉会
